

県と三団体との意見交換会議事録（29年度）

1 日 時 平成 29年11月15日 10時30分から
2 場 所 県庁 第二庁舎 4階 32会議室
3 出 席 者

・鳥取県 (8名)
総務部 営繕課

参事監兼課長 宮 脇 儀 裕
参 事 下 田 悟
参 事 末 好 正 名
課長補佐 松 村 謙一郎
課長補佐 岩 村 英 明
課長補佐 西 山 孝 志
課長補佐 片 山 諒 一
課長補佐 竹 内 友 徳

県土整備部 県土総務課

・(鳥取県管工事業協会) (4名)

会 長 (三団体会長) 長谷川 泉
副会長 (東部支部長) 荒 川 恵
副会長 (西部支部長) 橋 本 秀 秋
事務局 長 中 島 睦 郎

・(鳥取県電業協会) (8名)

会 長 伊 藤 憲 吉
副会長 (東部支部長) 岡 本 安 量
副会長 (中部支部長) 長 田 昭 人
理 事 (西部副支部長) 金 山 福 雄
理 事 杉 山 知 義
監 事 宇佐見 明
政策・経営副委員長 坂 本 謙次郎
事務局 長 太田垣 順

・(鳥取県造園建設業協会) (2名)

会 長 田 中 静 雄
副会長 片 山 俊 彦

1 挨拶

・長谷川会長 今後ともご指導をお願いする。

宮脇総務部参事監 人不足、入札不調等が見受けられる状況下、忌憚のない意見交換を行いたい。

2 意見交換会

【概要】

専門工事業三団体から事前に提出した「意見、要望」について議論した。結論が出ないもの、最終決着しなかったものも有るが、要点のみ記載した。

(1) 適正な工期の設定について

① 過度な残業並びに休日出勤を強要しながら、これに対する工期変更等において以前と少しも変わっていないのではないのでしょうか。

② 働き方が問題になっている昨今ですが、土曜日、日曜日は現場全体を休める工程・工期にして頂けませんでしょうか。

(県) 週休2日について、現場のモニタリングなどの施工状況等国の取り組み状況を踏まえながら、対応を検討して行く事としたい。

(別紙で国の状況を説明)

なお、以前より、県営繕工事の工期設定は、週休2日前提で算出している。

(三団体) 八橋警察署移転新築では、建築工事(地盤改良)の遅れがあったにもかかわらず、年度内引き渡しとなった。開所式は6月。

(県) その例は、工事書類については遅れることで検査課とも調整し、工事対象物の引き渡しは、3月末で可能であるとの工程調整会議の結果を受けて無理をお願いさせて頂いたもの。補助金の関係、施設オープン日の決定から、工期延長が困難な場合もあり、理解を頂きたい。

週休2日等は、公共工事が大半の土木が先行しているが、建築業界は5%しかなく、営繕工事で実現するには、官民協力して推し進めなければ困難。

相談しながら対応していきたい。

(2) 一般管理費について

平成29年度の国土交通省、防衛省等国の機関では、平成28年12月20日改定の公共建築工事積算基準の平成29年度版の一般管理費で積算を行っていますが、平成29年4月の鳥取県工事積算基準では、一般管理費率では、平成27年度版のままとなっています。

昨今の担い手不足・後継者育成のためにも、29年度版の一般管理費率に移行して頂きたい。

(県) 国の基準改定時には、既に予算要求が終了しており、諸経費率の改定は見送らざるを得なかったもの。平成30年4月1日以降調達広告を行う営繕工事から、平成29年度版の諸経費率を適用する予定で準備を進めている。

(三団体) 了解

(3) 経営規模等評価及び総合評定について（建退共関連）

その他の審査項目（社会性等）の中で、建設業退職金共済制度加入の有無（以降建退共）について、自社は従業員のために中小企業退職金制度等に加入しています。

しかし、下請業者のために建退共にも加入し、証紙を購入して下請業者に渡しているにも関わらず加点されないの、加点されるように考慮していただきたいです。

建退共の企業番号を持っているのに、購入金額が少ないということで加点されませんでした。そのような金額で区別されるようなことが決まり事であるのですか。

(県) 経営事項審査においては、単に建退協に加入しているだけで無く、自社で雇用している被共済者の就労日数に応じて、適切な枚数の証紙を確保し、履行しているかを加点の要件としている。

具体的には、履行証明書において、雇用している者の人数×証紙金額を確認しますので、人数に対し証紙金額が少ない場合は、理由をお尋ねしたうえで判断しています。ご理解ください。

(三団体) 何社か尋ねたところ下請けも中退共加入者が多く配布先が無いことから無理やり買って自社で保管したり、自社社員に配る社もある状況。

本来一人親方のために出来た制度と認識しているが、下請に該当がない場合配る必要がない。

(県) (案件が良く分からないが) 適正に配布されていれば加点している。証紙枚数が減少したから、加点しないという取り扱いはしていない。

(三団体) 聞き取りした業者では、枚数が少ないと言われ、ほぼ認めてもらっていない。最低額の基準があるのではないか。

また、審査担当者が理解していないのではないですか。

(県) 建退協としての基準は、理想では252日であるが、理想であり、聞き取りにより判断している。担当にも判断基準の共通認識を図っているところであり、今後も継続します。

● 3【県からの議題】

(1) 県土整備部より「建設工事に於ける入札制度（失格基準価格）（調査基準価格）の改正について」により制度改正予定を説明

(三団体) 確認だが、250万～3、500万の工事では、専任の技術者2名+現場代理人1名の2名体制、3、500万～2億円の工事では、追加も含め3名が別々に必要と言う事ですか。

(県) その通りです。

(三団体) 条件次第だが、技術者確保が困難となれば廃業者が出る可能性がある。

(県) ダンピング防止策として、価格の評価値を減ずるなども検討中である。ご意見があれば、県土総務課までお願いします。

(2) 総合評価方式のCPD加点の採用について

(県) 早ければ、再来年度実施で準備を進めており、建設業協会等へも意見を聞いているところ。評価基準を決めるため、実態調査を行う予定。

(三団体) 基準の決定に際しては、協議をお願いします。

(県) 相談する。